

年休ではなく、 病休をとろう①

私たちには、負傷または疾病のため療養する必要がある場合、90日の範囲で病気休暇をとることができます。

1時間単位でも
取れます。

もっと取りやすい
制度になるように
いっしょに声をあげていきましょう。



今までは・・・

8日未満の場合は、病気の旨を報告すれば、医師による証明書がなくても取得できたのに・・・

さいたま市になったら・・・

医師による証明書がなくてもいいのは、たった1日。

しかも、暦年2回まで。

校長に診察券、領収書、薬袋等の提示（通院年月日、病院の名称、本人が通院したことが明示されているもの）が必要です。



インフルエンザは特例なので病休で！

取得の制限はありません。